

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の旅費の支給に関する要  
綱

昭和 6 3 年 3 月 3 1 日  
6 2 川総労第 2 7 6 号

( 趣 旨 )

- 1 この要綱は、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和 6 3 年川崎市条例第 1 号。以下「外国派遣条例」という。）第 7 条の規定に基づき、職員が外国に派遣される場合の旅費の支給に関して必要な事項を定めるものとする。

( 外国派遣職員の旅費 )

- 2 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の旅費については、次項の規定によるもののほか、転任のため赴任する場合の旅費及び外国旅行の旅費の支給に関する取扱い要綱（ 5 2 川職給第 1 5 9 号 ）に定める外国旅行の旅費の例による。
- 3 外国派遣条例第 2 条による派遣の派遣先から新在勤地への赴任は、川崎市旅費支給条例（昭和 2 2 年川崎市条例第 2 1 号）第 9 条の 2 第 1 項に規定する市長が承認した赴任に相当するものとして、同条の規定の例により移転料、着後手当及び扶養親族移転料を支給する。
- 4 前 2 項に定めるもののほか、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 1 4 号）に定める赴任の例に準じて支給される旅費の例による。

附 則

この要綱は、昭和 6 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 2 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 2 月 1 日から施行する。